

## 一般社団法人日本民俗建築学会大会における研究発表者の資格に関する内規

- 1 筆頭発表者（ファーストオーサー）は、本学会会員であること。
- 2 大会の時点で入会手続き進行中の者は、本学会会員とみなす。
- 3 筆頭発表者以外の連名者（セカンドオーサー以下）については、次の何れかに該当する場合は、非会員でも発表を認める。
  - (1) 入会希望の者（大会後1ヶ月以内に入会手続き可能な者）
  - (2) 発表および学会誌掲載のための登録費8,000円を支払った者

### 付記

- (1) 3の(1)項で、大会後1ヶ月以内に入会手続きをしない場合は、学会誌に連名で論文を掲載することはできない。
- (2) 3の(2)項で、登録費は発表申込と同時に納入する。また、一旦納入した登録費は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (3) 本内規は、平成9年4月25日から施行する。

平成9年5月24日 制定

平成28年5月28日 改定